

湯前町 公共施設等総合管理計画

熊本県 湯前町

平成 29 年 3 月策定（令和 5 年 3 月改訂）

はじめに

わが国では、高度経済成長期以降、大量に建設された公共施設が一斉に更新時期を迎え、施設の維持管理や更新費用の増加が問題となっています。また、少子高齢化、人口減少により公共施設の需要が変化しており、施設保有のあり方が課題となっています。

本町においても、小中学校や公営住宅の建設など、住民福祉の向上や地域振興のため、さまざまな公共施設を建設し、道路や上下水道などのインフラ施設を整備してきました。このような中、公共施設を維持管理していくためにかかる毎年の経費や、老朽化に伴い必要となる建替えや改修の経費は、今後の町の財政にとって、大きな負担となることが予想されています。また、少子高齢化の進行といった社会環境の変化も視野に入れつつ、公共施設の適正配置と有効活用について、検討を進めることが求められています。

そこで、本町では、戦略的な行財政改革によって行政のスリム化を図り、健全な財政と質の高い行政サービスを実現していくため、公共施設の見直しと適正配置を検討していくこととしました。

本計画書は、今後の公共施設等の管理に関する基本方針となるように取りまとめたものです。今後は、町民の皆様や議会からのご意見をいただきながら、本町の施設の将来あるべき姿について、共に考えていきたいと思っておりますので、ご理解とご協力の程、よろしくお願いいたします。

令和5年3月吉日

湯前町長 長谷 和人

目次

第1章 町の概要.....	1
1 位置・地勢.....	2
2 財政状況の傾向.....	3
第2章 公共施設等総合管理計画の目的と位置付け.....	5
1 公共施設等総合管理計画の目的.....	6
2 公共施設等総合管理計画の位置付け.....	7
第3章 公共施設等の現況及び将来の見通し.....	8
1 対象施設.....	9
2 公共施設等の状況.....	10
(1) 公共建築物の保有量.....	10
(2) インフラ施設の保有量.....	12
3 総人口や年代別人口についての今後の見通し.....	14
(1) 総人口の推移と将来推計.....	14
(2) 年齢階層（3区分）別人口構成比の推移.....	15
4 公共施設等に関するこれまでの経過.....	16
(1) 過去に行った対策の実績（公共建築物）.....	16
(2) 施設保有量の推移（公共建築物）.....	17
(3) 有形固定資産減価償却率の推移（一般会計等）.....	18
5 公共施設等の維持管理・修繕・更新等に係る中長期的な経費の見込みやこれらの経費に充当可能な財源の見込み等.....	19
(1) 公共建築物の更新費用の試算結果.....	19
(2) インフラ施設の更新費用の試算結果.....	20
(3) 公共施設等全体の更新費用の試算結果.....	21
(4) 対策の効果額の算定.....	24
第4章 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針.....	27
1 計画策定年度、改訂年度及び計画期間.....	28
2 全庁的な取組体制の構築及び情報管理・共有方策.....	29
3 現状や課題に関する基本認識.....	30
4 全体目標.....	31
5 公共施設等の管理に関する基本的な考え方.....	33
6 PDCA サイクルの推進方針.....	36
第5章 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針.....	37
I. 公共建築物.....	38
1. 町民文化系施設.....	39

2. 社会教育系施設.....	40
3. スポーツ・レクリエーション系施設.....	41
4. 産業系施設.....	42
5. 学校教育系施設.....	43
6. 子育て支援施設.....	44
7. 保健・福祉施設.....	44
8. 行政系施設.....	45
9. 公営住宅.....	46
10. 公園.....	48
11. その他.....	49
II. インフラ施設.....	50
1. 道路.....	50
2. 橋りょう.....	51
3. トンネル.....	51
4. 上水道施設.....	52
5. 下水道施設.....	52

第1章 町の概要

1 位置・地勢

人吉球磨地域は、総面積 1,536.56 k m²、うち森林面積は全体の約 82%を占めています。九州中央山地の脊梁を成す山々と、日本三急流の一つである球磨川水系が作り出した平地によって成り、典型的な盆地を形成しています。球磨地方は、人吉地方を中心とした内陸的な気候と山地型の気候となっており、平均気温は 15.5℃、年間降水量 2,879mm と多く、その豊富な雨水が大地を潤しています。また、地形上から気温差が大きいため、霧の発生数が多くなっています。

本町は、熊本県南部の人吉市より 24 k m、球磨盆地東端に位置し、東は宮崎県児湯郡西米良村と九州山脈で接しています。西は多良木町大字久米、北は球磨川流域で遮り対岸は水上村に隣接しています。

面積は 48.37 平方キロメートルで町の中心部から熊本市まで 118 k m、宮崎市まで 120 k m、鹿児島市まで 110 k mとなっています。

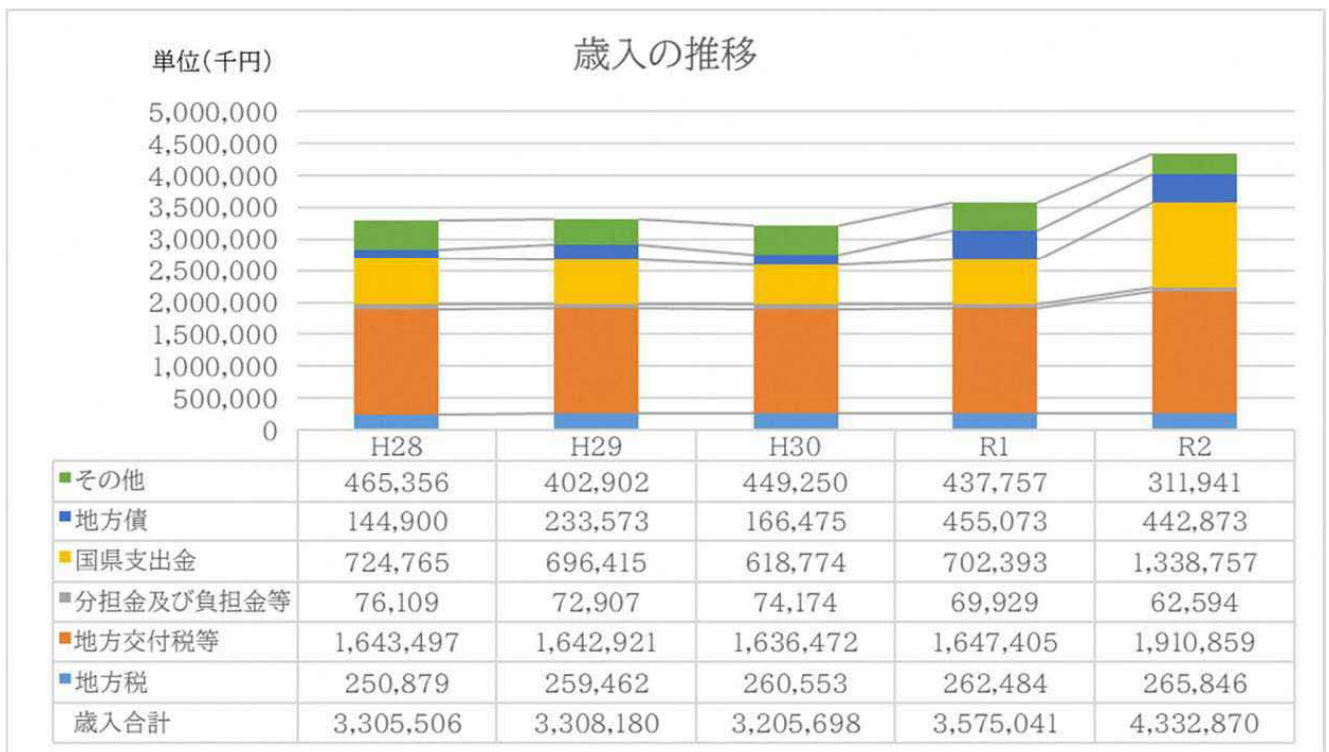


2 財政状況の傾向

歳入は令和2年度の約43億円を除き、約33億円前後で推移しています。令和元年度までの主な内訳は、地方交付税等や国県支出金、地方債などのいわゆる依存財源が7割以上を占めています。

令和2年度決算では、令和2年7月豪雨における災害対策事業及び新型コロナウイルス対策事業のための財源措置により、国県支出金が例年の2倍近く増加しています。

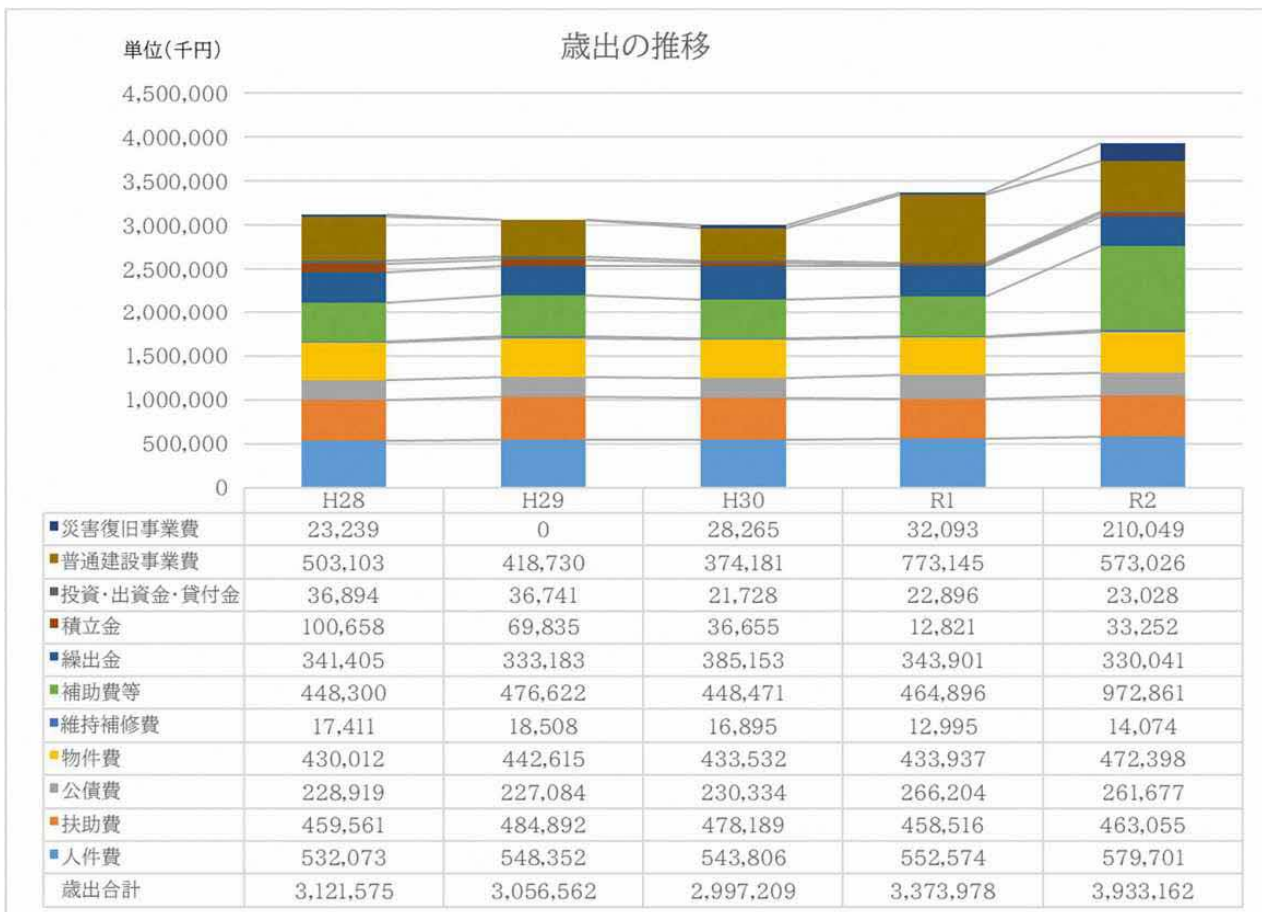
今後は急激な人口減少が見込まれているなか、交付税等の依存財源の増加も見込めず、また、生産年齢人口の減少により、町税を含む自主財源がさらに減少する可能性があります。



歳出は令和2年度の約39億円を除き、約31億円前後で推移していますが、人件費、物件費、補助費等が増加傾向にあります。令和元年度までの主な内訳は、人件費や扶助費、公債費等の義務的経費が4割以上を占めています。

令和2年度決算では、令和2年7月豪雨における災害対策事業及び新型コロナウイルス対策事業のため、物件費、補助費等、災害復旧事業費が大幅に増加しています。

今後は、高齢者の増加に伴い、扶助費は更に増加することが考えられ、また、人口規模減少による財政規模全体の縮小もあり、投資的経費が現状よりも減少することが懸念されます。



第2章

公共施設等総合管理計画の 目的と位置付け

1 公共施設等総合管理計画の目的

公共施設等総合管理計画は、総務省の「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針」（平成26年4月22日策定（平成30年2月27日改訂））に基づき作成するものであり、公共施設を取り巻く現状や将来にわたる見通し・課題を客観的に把握・分析を行うとともに、公共施設等の現状・将来にわたる見通しを踏まえ、公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針を定めることを目的としています。

公共施設等総合管理計画（以下「本計画」という。）の策定にあたってのポイントとして、以下の3点が示されています。

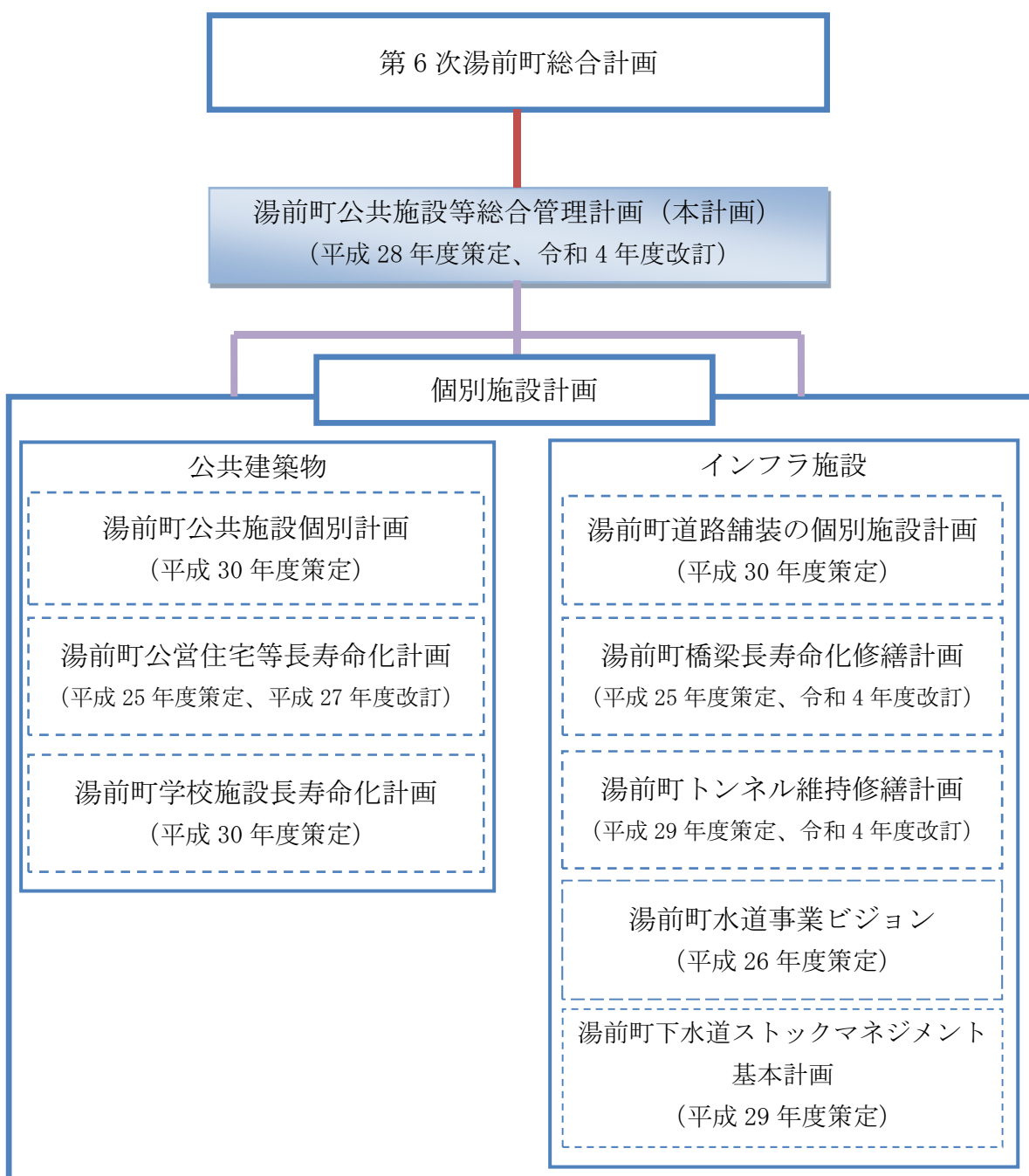
- ①10年以上の長期にわたる計画とする
- ②ハコモノに限らず、町が保有するすべての公共施設を対象とする
- ③更新・統廃合・長寿命化など、公共施設の管理に関する基本的な考え方を記載する

また、令和4年4月1日には総務省の通知「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針の改訂等について」が示され、令和4年度以降も、総合管理計画の総合的かつ計画的な推進を図るとともに、総合管理計画について不断の見直しを実施し、充実させていくための指針の改訂が加えられています。本町においても長期的な視点をもって公共施設等の更新・統廃合・長寿命化等の施策を計画的に行うことが必要であり、本計画を改訂することで、財政負担の軽減・平準化や行政サービスの水準の確保に向けた取り組みを実現します。

2 公共施設等総合管理計画の位置付け

本計画は、本町の最上位計画である「第6次湯前町総合計画」を下支えする計画であり、各政策分野の中で公共施設面の取組みに対して横断的な指針を提示するものです。

公共建築物やインフラ施設の個別施設計画については、本計画を上位計画と位置づけ、本計画の方針との整合性や計画自体の実現可能性を検証することとします。



第3章

公共施設等の現況及び 将来の見通し

1 対象施設

本計画では本町が所有するすべての施設を対象とし、公共建築物、インフラ施設の2つに分類し整理します。さらに、公共建築物は機能別に11に分類し、インフラ施設は、道路、橋りょう、上水道施設、下水道施設に分類し整理します。

対象とする施設用途分類（機能別分類）

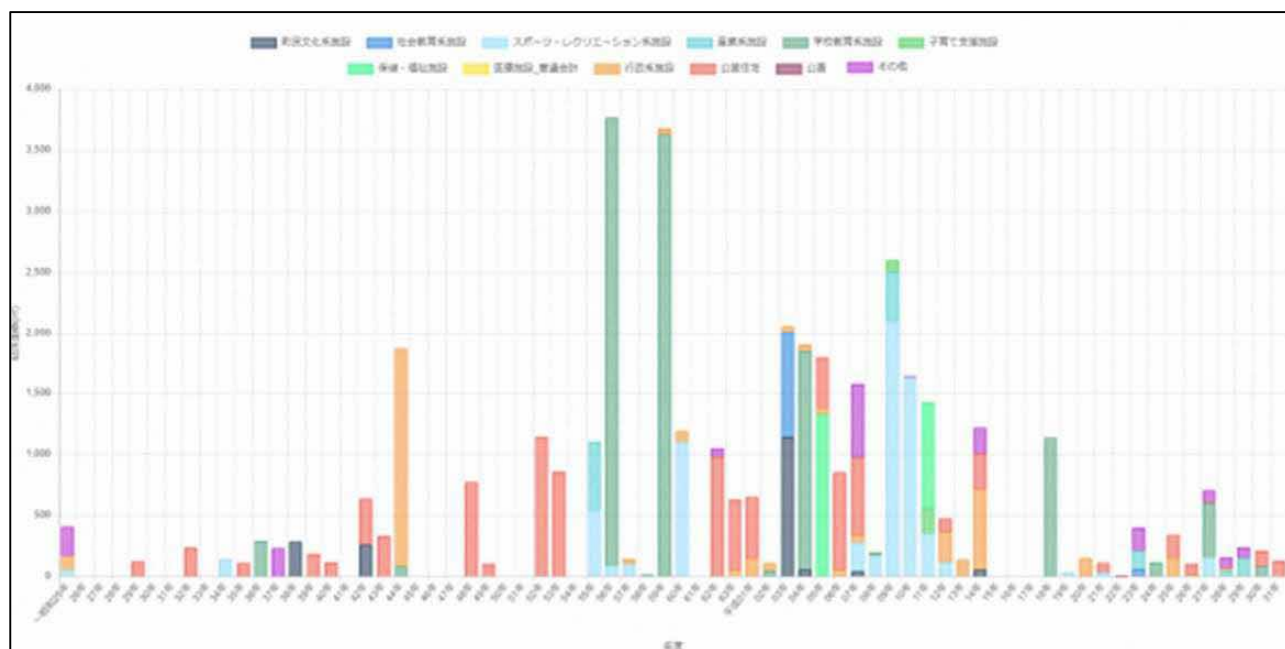
類型区分	大分類	中分類	主な施設
公共建築物	町民文化系施設	集会施設	高齢者趣味の家、年輪館、湯前町農村環境改善センター等
	社会教育系施設	図書館・資料館	中央公民館、湯前まんが美術館
	スポーツ・レクリエーション系施設	スポーツ施設	湯前町 B&G 海洋センター、湯前町町民グラウンド等
		レクリエーション施設・観光施設	湯前町グリーンパレス、湯楽里等
	産業系施設	産業系施設	農産物加工施設、アグリセンター等
	学校教育系施設	学校	小学校・中学校
		その他教育施設	学校給食共同調理場
	子育て支援施設	幼児・児童施設	児童館
	保健・福祉施設	高齢福祉施設	湯前町高齢者保健センター
		保健施設	湯前町保健センター
	行政系施設	庁舎等	役場庁舎
		その他行政系施設	消防詰所、湯前町避難防災交流施設等
	公営住宅	公営住宅	公営住宅等
公園	公園	管理棟、倉庫・便所等	
その他	その他	普通財産、駐車場、公衆トイレ等	
インフラ施設	道路	道路	1級、2級、その他町道、農道、林道
	橋梁	橋梁	PC橋・RC橋・鋼橋等
	トンネル	トンネル	永岡トンネル
	上水道施設	上水道施設	管きよ、浄水場、配水池等
	下水道施設	下水道施設	管きよ等

2 公共施設等の状況

(1) 公共建築物の保有量

本町の公共建築物は、令和2年度末時点で、約4.0万㎡あります。建築年別の面積をみると、施設の建設は、学校教育系施設が建設された昭和56年（1981年）と昭和59年（1984年）に整備面積が大きくなっています。

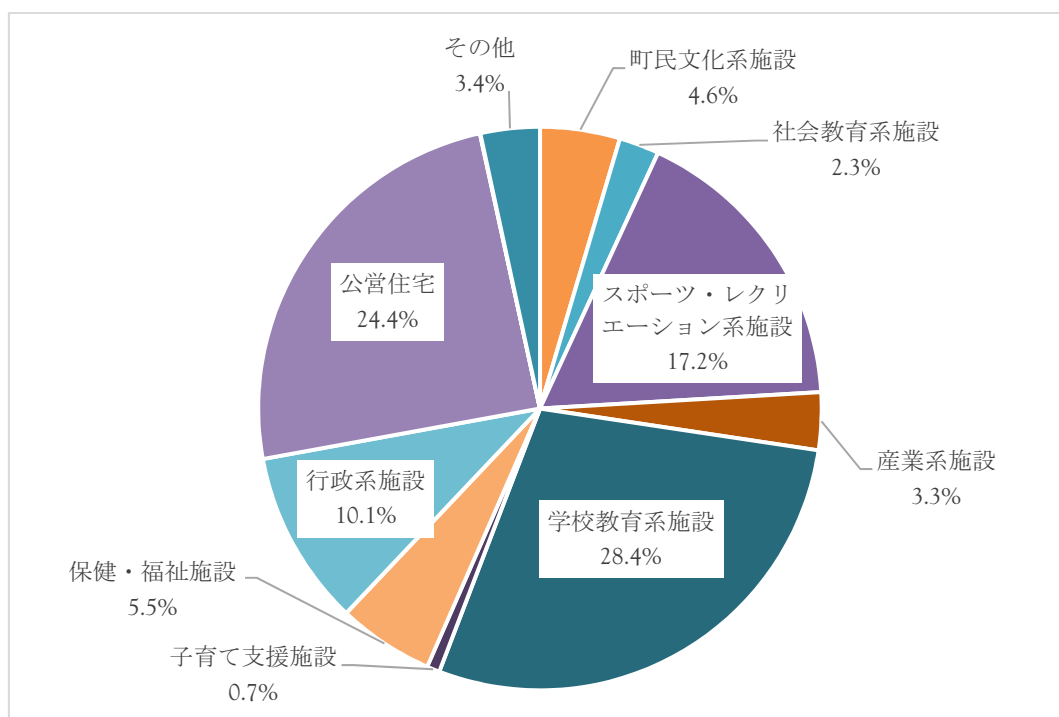
また、昭和56年（1981年）以前に建設された旧耐震基準の施設は、全体の約2割を占めています。



築年別整備状況

	築20年未満	築20-30年未満	築30-40年未満	築40年以上	不明	合計
延床面積(㎡)	5,177.50	14,515.50	11,215.54	8,973.65	0.00	39,882.19
割合(%)	13.0%	36.4%	28.1%	22.5%	0.0	100.0%

本町の公共建築物は、令和2年度末時点で、約4.0万㎡ありますが、施設の分類（大分類）では、学校教育系施設が最も多く、全体の面積の約3割を占め、次いで公営住宅、スポーツ・レクリエーション系施設の順に多くなっています。



施設分類別の建物面積の内訳

(2) インフラ施設の保有量

① 道路

本町が管理する道路の実延長は、令和2年度末時点で96,152mであり、1級町道が15,468m、2級町道が12,468m、その他道路が70,040mを占めています。また、農道の実延長は46,447m、林道の実延長は16,311mとなっています。

道路の保有量

区分	分類	路線数 (路線)	実延長 (m)
道路	1級町道	7	14,521
	2級町道	17	12,468
	その他の町道	110	70,040
	農道	212	46,447
	林道	15	16,311
	合計	361	159,787

② 橋りょう

本町が管理する橋りょうは、令和2年度末時点で101橋あり、橋長が15m以上の橋りょうは14橋、15m未満の橋りょうは87橋となっています。

橋りょうの保有量

区分	橋梁数 (橋)	橋長 (m)
橋りょう	101	1,076.7

③ 上水道施設

本町が管理する上水道管きょ布設延長は、令和2年度末時点で51,870mあります。

上水道施設の保有量

区分	種別	総延長 (m)
上水道	導水管	300
	送水管	4,520
	配水管	47,050
合計		51,870

また、浄水場が1箇所、配水池が2箇所あります。

④ 下水道施設

本町が管理する下水道管きょ布設延長は、令和2年度末時点で43,417mあります。

下水道施設の保有量

区分	種別	総延長 (m)
下水道	汚水管	43,417
合計		43,417

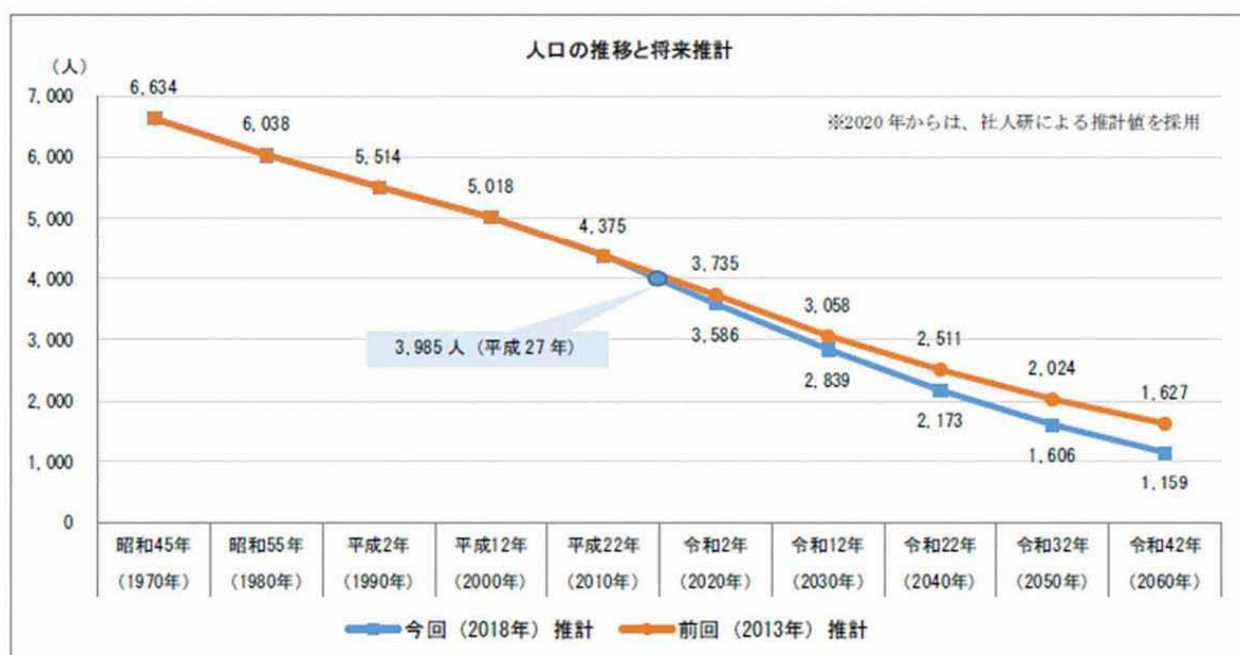
また、マンホールポンプ場が11基あります。

3 総人口や年代別人口についての今後の見通し

(1) 総人口の推移と将来推計

本町の総人口は、昭和45（1970）年以降をみると、年々減少傾向にあり、平成27（2015）年には3,985人で、2,649人の減少となっています。国立社会保障・人口問題研究所（以下、「社人研」という）が平成30（2018）年に公表した推計によると、今後本町の人口は減少していき、令和42（2060）年には現在の人口の3分の1以下の1,159人になると予測されています。

また、平成25（2013）年3月に社人研が公表した推計では、令和42（2060）年には1,627人とされていましたが、さらに468人の減少が予測されています。

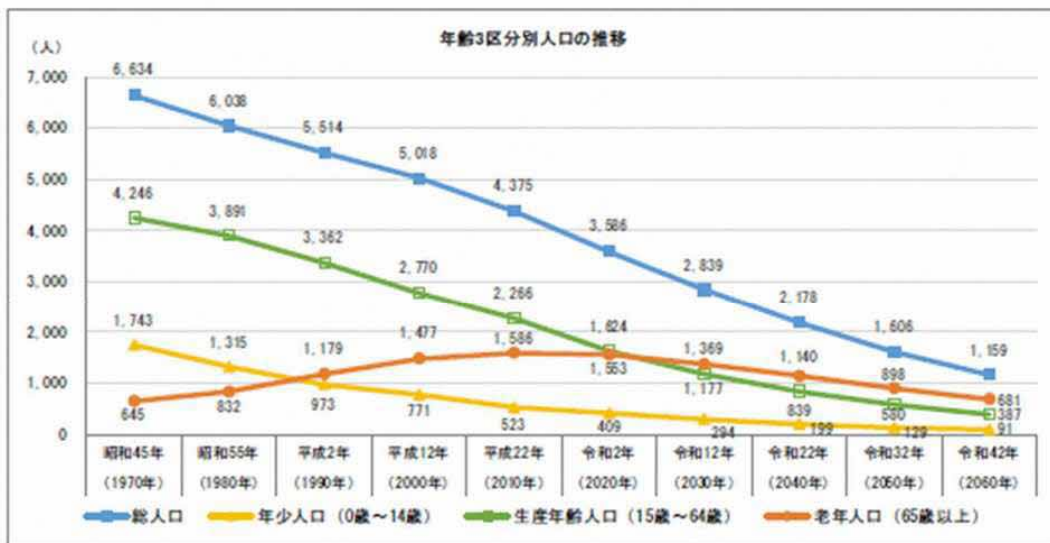


資料：「国勢調査」（総務省）、「地域別将来推計人口」（国立社会保障・人口問題研究所）

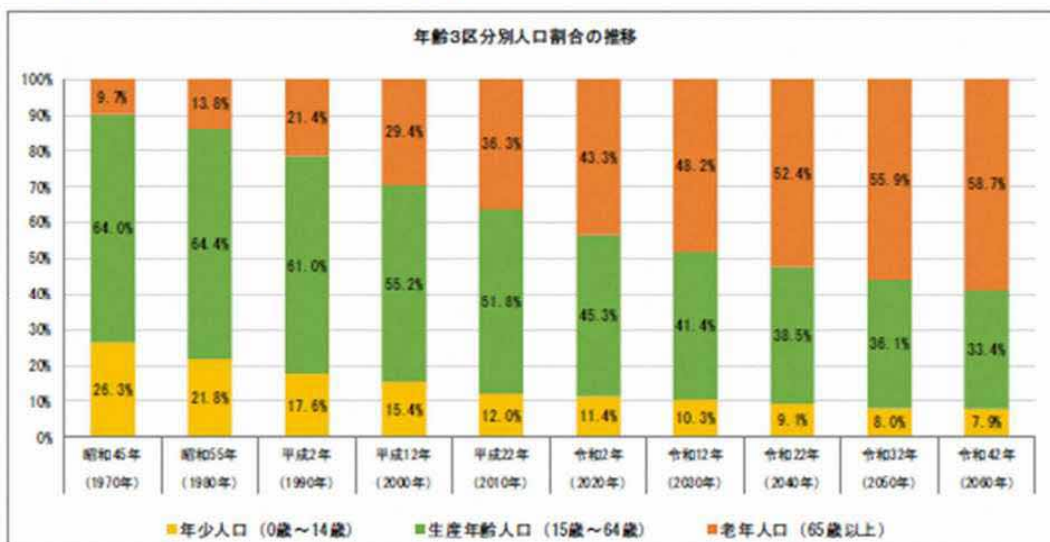
（資料：湯前町人口ビジョン【改訂版】令和2年3月）

(2) 年齢階層（3区分）別人口構成比の推移

本町の年齢3区分別の人口をみると、年少人口(0歳～14歳)は昭和45(1970)年の1,743人、生産年齢人口(15歳～64歳)は昭和45(1970)年の4,246人をピークに減少傾向に転じています。また、令和42(2060)年には総人口の約59%が老年人口となることが見込まれます。そのため、生産年齢人口の約1人が2人の老年人口を支えることとなります。



資料：「国勢調査」(総務省)、「地域別将来推計人口」(国立社会保障・人口問題研究所)
 ※端数処理等の関係で、数値が異なることがあります。



資料：「国勢調査」(総務省)、「地域別将来推計人口」(国立社会保障・人口問題研究所)

(資料：湯前町人口ビジョン【改訂版】令和2年3月)

4 公共施設等に関するこれまでの経過

(1) 過去に行った対策の実績（公共建築物）

本計画策定以降（平成29年4月以降）に公共施設マネジメントとして実施した対策の実績は以下の通りです。

過去に行った対策の実績一覧

対策の種類	対象施設	年度	内容
除却	学校給食共同調理場	H29	建替のため解体
	湯前町グリーンパレス	H30	水車・からくり小屋を解体
	町営住宅元町住宅	R3	1戸を用途を廃止し、解体
	町営住宅上牧原住宅	R3	1戸を用途を廃止し、解体
長寿命化改修	湯前町立湯前中学校	R2	長寿命化型改修(屋上・外壁)
	湯前町立湯前小学校	R3	長寿命化型改修(屋上・外壁)
大規模改修	湯前町グリーンパレス	H28～R1	・機能向上のため、湯楽里庵にトイレを新設(H28) ・温泉機械施設改修(H30) ・老朽化のため、湯楽里本館の照明設備、空調設備、温泉設備等の改修、広間、ロビー、浴室、客室、厨房等の施設改修(R1)
	湯前町B&G海洋センター	R1	プール缶体改修
	町営住宅上村住宅	R2	屋根・外壁改修工事
	町営住宅里住宅	R2	外壁修繕工事
	湯前町保健センター	R2	空調設備の更新(ガス式から電気式へ更新)
	湯前町農村環境改善センター	R2	特定天井対策+空調改修
	湯前町避難防災交流施設	R2～R3	老朽化のため、空調設備の全館更新
	レールウイング	R2～R3	・老朽化のため、レールウイング東側モニュメントの改修(R2) ・老朽化のため、レールウイング西側モニュメントの改修(R3)
	町営住宅高見住宅	R3	屋上防水装修繕
	一般住宅上村第2住宅	R3	大規模改修
	特定公共賃貸住宅蔵ノ本団地	R3	大規模改修
	湯前町畜産センター	R3	屋根金属改修(大波スレートカバー工法)
	城泉寺(駐車場・休憩所)	R3	休憩所改修・トイレ新設
	湯前まんが美術館	R3	自動ドア改修(コロナ対策)
耐震化	お試し住宅	R3	耐震基準を満たしていなかったため、寝室にシェルターを設置
民間活用 (民営化、指定管理等)	湯前町避難防災交流施設	H30	指定管理制度を導入
	レールウイング	H30	指定管理制度を導入

(2) 施設保有量の推移（公共建築物）

平成27年度から令和2年度にかけての、公共建築物の施設保有量の推移は、以下の通りです。

施設保有量の推移

類型区分	大分類	H27 延床面積 (㎡)	R2 延床面積 (㎡)	増減(㎡)	増減率
公共建築物	町民文化系施設	2,147.08	1,828.12	▲ 318.96	▲ 14.86%
	社会教育系施設	348	918.84	570.84	164.03%
	スポーツ・レクリエーション系施設	6,975.48	6,852.77	▲ 122.71	▲ 1.76%
	産業系施設	1,113.00	1,317.22	204.22	18.35%
	学校教育系施設	11,186.04	11,344.62	158.58	1.42%
	子育て支援施設	346.15	295.00	▲ 51.15	▲ 14.78%
	保健・福祉施設	2,197.00	2,197.08	0.08	0.00%
	行政系施設	3,856.21	4,013.84	157.63	4.09%
	公営住宅	9,313.23	9,750.41	437.18	4.69%
	公園	9.00	9.60	0.60	6.67%
	その他	1,550.22	1,354.69	▲ 195.53	▲ 12.61%
	合計		39,041.41	39,882.19	840.78

(3) 有形固定資産減価償却率の推移（一般会計等）

有形固定資産減価償却率は、保有している有形固定資産のうち、償却資産の取得価額等に対する減価償却累計額の割合を算出することにより、耐用年数に対して資産の取得からの程度経過しているのかを全体として把握することが可能となります。本町の一般会計等有形固定資産減価償却率は、類似団体と比較して非常に高い傾向にありますが、これは公会計制度上の耐用年数を超えている資産があることや、耐用年数間近まで減価償却が進行している資産が多いためと思われます。よって、老朽化した建物の更新を早急に判断する必要があることがわかります。

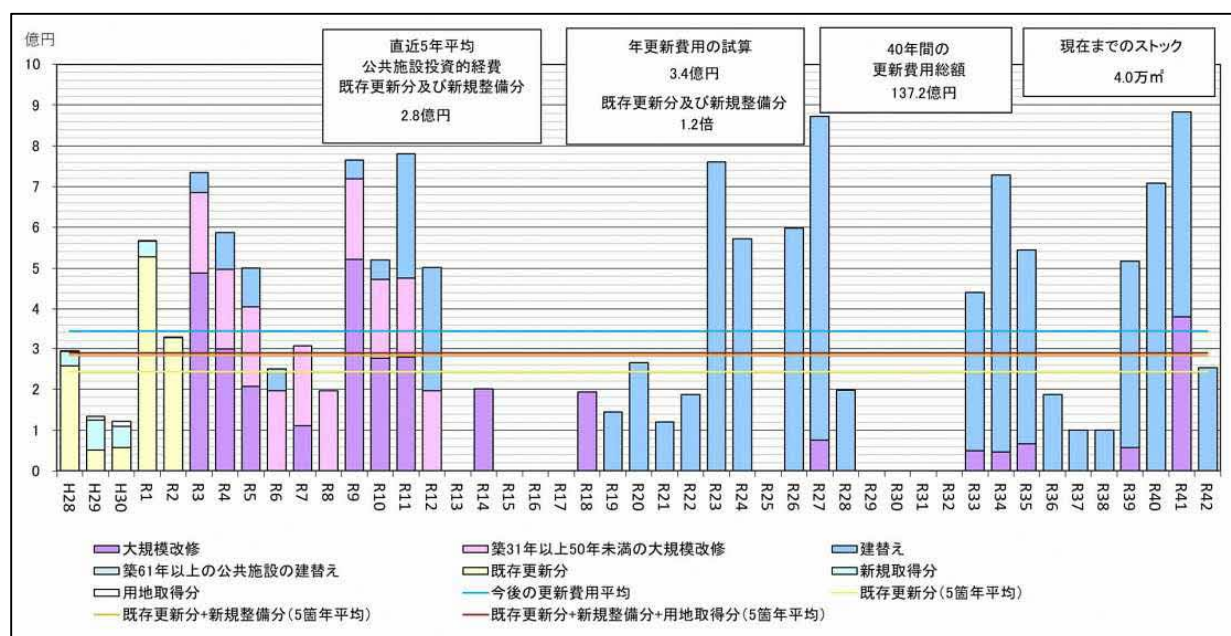
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
湯前町	65.3%	70.1%	71.4%	73.2%	75.6%
類似団体平均	54.2%	56.3%	57.6%	58.8%	59.5%

5 公共施設等の維持管理・修繕・更新等に係る中長期的な経費の見込みやこれらの経費に充当可能な財源の見込み等

(1) 公共建築物の更新費用の試算結果

本町が所有する公共建築物を、すべて大規模改修を実施し、現状規模のまま建替えた場合、今後40年間で137.2億円(年平均3.4億円)の更新費用がかかることが分かりました。また、直近5カ年の公共施設への投資的経費をみると、年平均で約2.8億円であるため、約0.6億円不足することになります。

公共建築物の更新費用の試算結果



公共建築物の直近5カ年の投資的経費

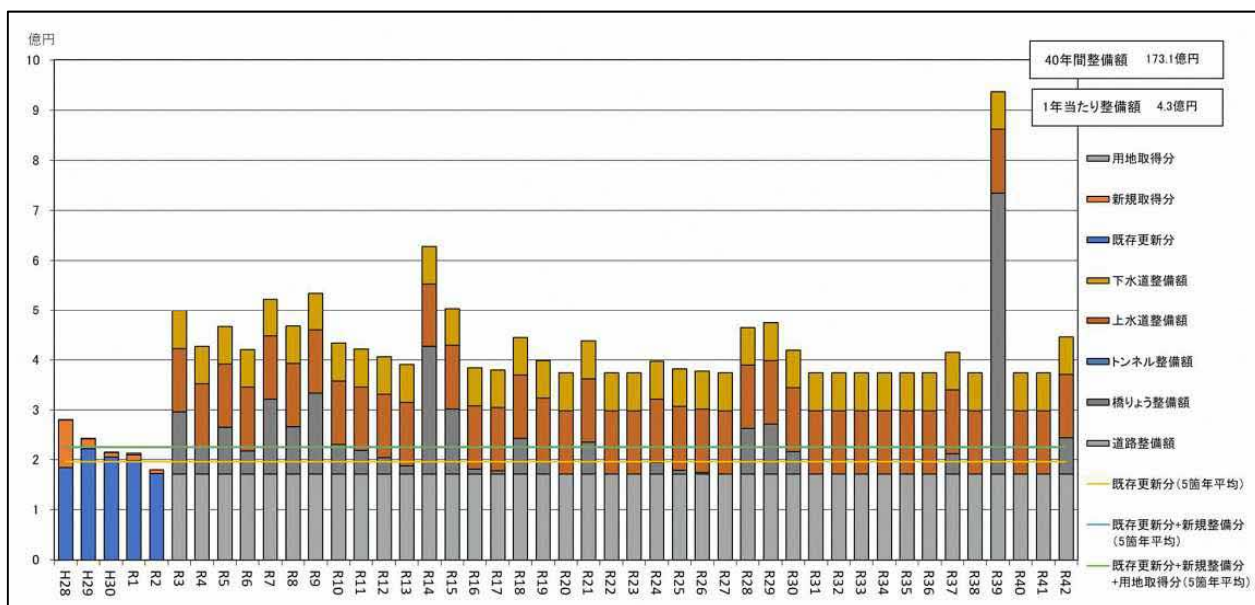
(単位：千円)

年度	既存更新分	新規整備分	用地取得分	合計
平成28年度	257,460	35,086	2,034	294,580
平成29年度	51,498	72,923	8,901	133,322
平成30年度	57,469	52,174	12,467	122,110
令和元年度	528,328	37,765	1,504	567,597
令和2年度	236,238	473	0	326,711
合計	1,220,993	198,421	24,906	1,444,320
平均	244,199	39,684	4,981	288,864

(2) インフラ施設の更新費用の試算結果

インフラ施設の将来の更新費用を試算した結果、現状規模のまま更新を行った場合、今後40年間で173.1億円(年平均4.3億円)かかることが分かりました。直近5カ年のインフラ施設にかかる投資的経費をみると、年平均で約2.3億円であるため、約2.0億円不足することになります。

インフラ施設の更新費用の試算結果



インフラ施設の直近5カ年の投資的経費

(単位:千円)

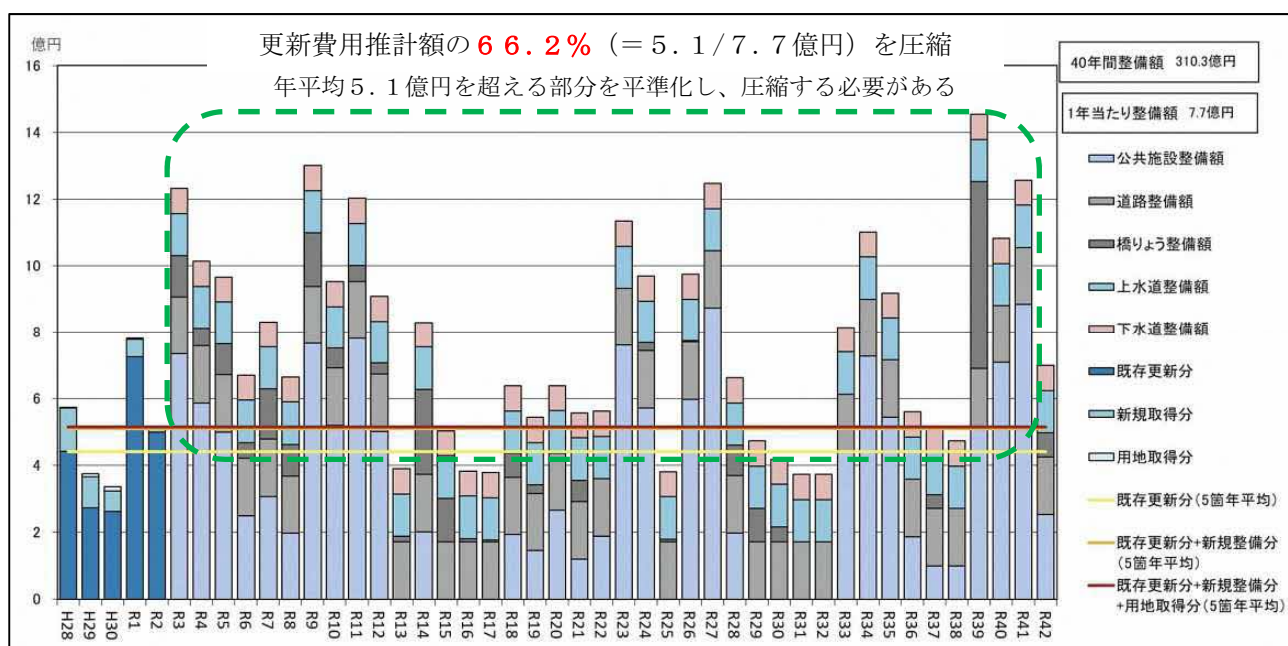
年度	既存更新分	新規整備分	用地取得分	合計
平成28年度	184,226	94,531	835	279,592
平成29年度	221,853	19,996	280	242,129
平成30年度	205,221	8,884	66	214,171
令和元年度	197,698	12,251	2,745	212,694
令和2年度	172,857	6,882	0	179,739
合計	981,855	142,544	3,926	1,128,325
平均	196,371	142,544	785	225,665

(3) 公共施設等全体の更新費用の試算結果

公共建築物、インフラ施設すべての公共施設等の更新費用を試算した結果、すべての施設を現状規模のまま建替えた場合、今後40年間で310.3億円（年平均7.7億円）かかることが分かりました。

直近5カ年の投資的経費の平均値を確保可能な予算額とし、不足額を求めたところ、確保可能予算額が約5.1億円になるため、年平均で2.6億円不足することになります。

公共施設等全体の更新費用の試算結果



公共施設等全体の直近5カ年の投資的経費

		公共建築物	インフラ	合計
更新費用 (40年間平均)		3.4 億円	4.3 億円	7.7 億円
投資的経費	5カ年平均	2.8 億円	2.3 億円	5.1 億円
不足分	5カ年平均	0.6 億円	2.0 億円	2.6 億円

更新費用のシミュレーション条件

項目	条件
更新費用の推計額	一般財源負担見込み額を把握することが困難であるため、事業費ベースでの計算とする。
計算方法	耐用年数経過後に現在と同じ延べ床面積等で更新すると仮定して計算する。 延べ床面積×更新単価
耐用年数	標準的な耐用年数とされる60年を採用することとする。 ※日本建築学会「建物の耐久計画に関する考え方」より
大規模改修	建設後30年で行うものとする。
更新単価	すでに更新費用の試算に取り組んでいる地方公共団体の調査実績、設定単価を基に用途別に設定された単価を使用する。また、建替えに伴う解体、仮移転費用、設計料等については含むものとして想定している。
大規模改修単価	建替えの6割と想定し、この想定単価を設定する。
地域格差	地域差は考慮しないものとする。
経過年数が築31年以上50年までのもの	今後10年間で均等に大規模改修を行うものとして計算する。
経過年数が築51年以上のもの	建替え時期が近いので、大規模改修は行わずに建替えるものとして計算する。
耐用年数超過しているもの	今後5年間で均等に更新するものとして計算する。
建築年月日不明のもの	不明分の更新費用を60年間に割り振って計算する。

更新費用の試算シミュレーション 更新単価

施設用途分類	大規模改修 単価	建替え 単価
町民文化系施設	25 万円/m ²	40 万円/m ²
社会教育系施設	25 万円/m ²	40 万円/m ²
スポーツ・レクリエーション系施設	20 万円/m ²	36 万円/m ²
産業系施設	25 万円/m ²	40 万円/m ²
学校教育系施設	17 万円/m ²	33 万円/m ²
子育て支援施設	17 万円/m ²	33 万円/m ²
保健・福祉施設	20 万円/m ²	36 万円/m ²
行政系施設	25 万円/m ²	40 万円/m ²
公営住宅	17 万円/m ²	28 万円/m ²
公園	17 万円/m ²	33 万円/m ²
その他	20 万円/m ²	36 万円/m ²

施設用途分類	更新年数	更新単価
道路	15 年	4,700 円/m ²
橋りょう	60 年	425～500 千円/m ²
上水道	40 年	97～100 千円/m
下水道	50 年	124 千円/m

(4) 対策の効果額の算定

個別施設計画に基づいて更新等の取組みを行う場合の効果額を算定します。効果額は個別施設計画（長寿命化計画等）の計画期間の平成29年度から令和8年度の10年間について、普通会計と公営事業会計に区分して算定します。

①効果額の算定方法

(ア) 建築物

公共建築物の更新費用の試算結果で示したシミュレーション（以下、「単純更新」という。）と、個別施設計画で算定された更新費用等の比較により算定します。

(イ) インフラ施設

インフラ施設についても、建築物と同様に、更新費用の試算結果で示したシミュレーションを単純更新の費用とし、各個別施設計画の更新費用等との比較により算定しています。ただし、町道などの一部のインフラ施設については、令和3年度以降の更新費用等が示されていないため、令和3年度から令和8年度までは単純更新による費用を個別施設計画の費用として算定しています。

②10年間（平成29年度～令和8年度まで）の効果額

普通会計及び公営事業会計全体の計画当初10年間（平成29年度から令和8年度まで）の個別施設計画やインフラ個別計画に基づく効果額は、全体で約18億円です。なお、現在、維持管理・更新等に要している経費は直近5か年平均で合計約2.8億円となっています。

(単位：百万円)

		単純更新	個別計画	効果額	現在要している 経費 (過去5年平均)
普通会計	建築物	3,823	3,505	318	1,632
	インフラ施設	2,300	1,630	670	696
公営事業会計	建築物	0	0	0	0
	インフラ施設	2,100	1,245	855	463
建築物計		3,823	3,505	318	1,632
インフラ施設計		4,400	2,875	1,525	1,159
合計		8,223	6,380	1,843	2,791

③公共施設等の財源について

更新が必要な施設や設備について、将来の負担を軽減するため、財源確保対策として以下のような基金の積み立てや有利な起債、国県の補助の獲得を目指していきます。

- ・防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債
- ・学校教育施設等整備事業債
- ・学校施設環境改善交付金
- ・一般補助施設整備等事業債
- ・緊急防災・減災事業債
- ・スポーツ振興くじ助成事業
- ・公共事業等債
- ・公共施設等整備基金
- ・社会資本整備総合交付金
- ・水道事業債
- ・下水道事業債
- ・料金収入（公営企業における）
- ・緊急自然災害防止対策事業債
- ・緊急浚渫推進事業債
- ・道路交通安全施設等整備事業費補助
- ・道路メンテナンス事業費補助
- ・地域福祉基金
- ・地域医療介護総合確保基金
- ・地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金

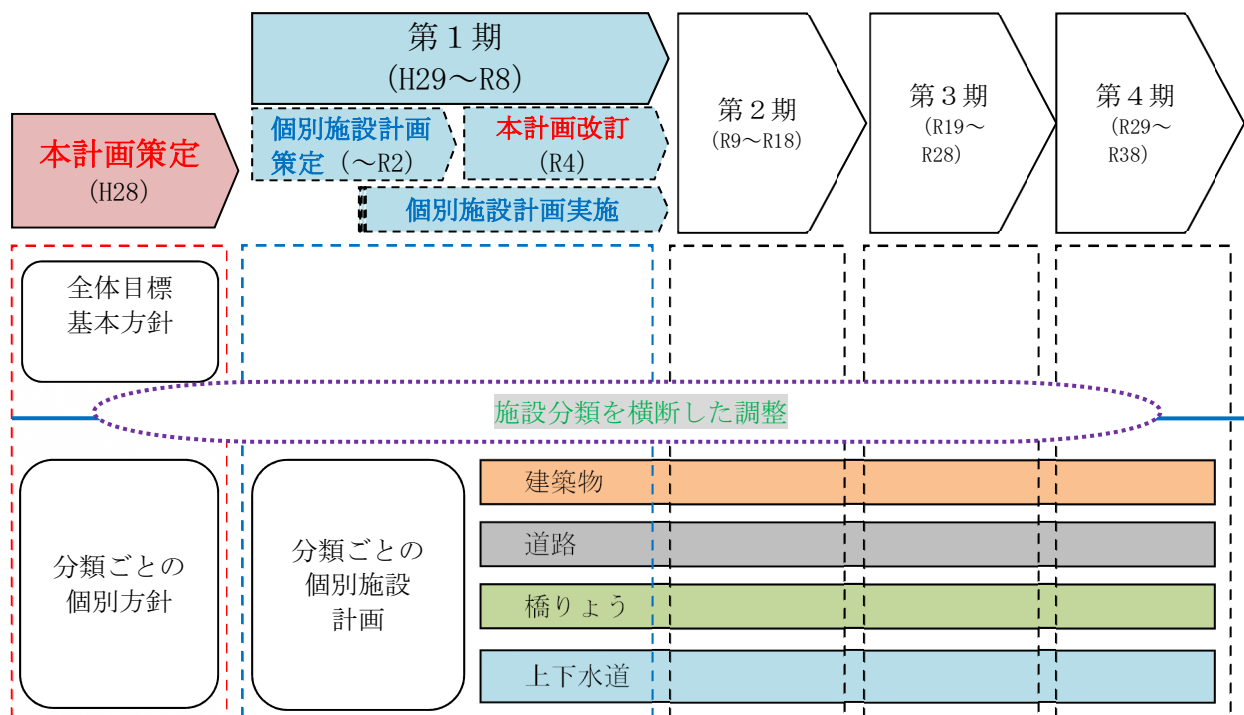
第4章

公共施設等の総合的かつ計画的な 管理に関する基本的な方針

1 計画策定年度、改訂年度及び計画期間

本計画は、公共施設の寿命が数十年に及び、中長期的な視点が不可欠であることから、平成29年度から令和38年度までの40年間を計画期間とし、平成28年度に策定しました。また、総務省の「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針」が平成30年2月に改訂され、令和3年1月に総務省からの現計画の見直し要請を受け、令和4年度に本計画を改訂しました。

また、当初の平成29年度から令和8年度までの10年を第1期として、以後10年ごとに第2期～第4期に分け、具体的な個別施設計画を策定します。



2 全庁的な取組体制の構築及び情報管理・共有方策

施設の各部門を横断的に管理し、施設を効率的に維持管理する目的で、公共施設等マネジメント統括部局を設置し、全庁的な取組体制を構築します。

施設情報の一元管理においては、固定資産台帳管理システム及び施設マネジメントシステムを活用し、関係課等との共有化を図ります。

町民と行政の相互理解や共通認識の形成など、協働の推進に向けた環境整備を行います。作成した計画については、町民に公表し、意見を反映します。

3 現状や課題に関する基本認識

(1) 施設の老朽化

公共建築物のうち、大規模改修が必要とされる築30年を経過した建物が50.6%を占めています。

今後、老朽化した施設の安全性や品質を保つために大規模な改修や更新が必要となりますが、築30年以上の建物が約5割以上あるため、大規模改修の費用が集中してかかることが予想されます。特に、学校教育施設や公営住宅は数量も多く、古い施設が多いため、改修や更新の時期が集中することが懸念されます。

(2) 財源の不足

公共建築物、インフラ施設すべての公共施設の更新費用を試算した結果、今後40年間で310.3億円（年平均7.7億円）かかることが分かりました。

過去5カ年の投資的経費の平均値を確保可能な予算額とした場合、確保可能予算額が約5.1億円になり、毎年2.6億円不足することになります。そのため、将来の人口や財政の規模にあった公共施設の適正化（適正量、適正配置）を行い、維持管理費用や更新費用等の削減を図る必要があります。

(3) 町民ニーズの変化

町の総人口は令和12年には2,839人、令和22年には2,173人になると予想されており、今後も人口減少、少子高齢化の進展は避けられない状況です。人口構成の変化や多様化する町民ニーズに応じた公共施設のあり方を考えていく必要があります。

4 全体目標

公共施設における現状と課題、施設の改修・更新にかかる将来コスト試算の結果を踏まえ、以下の全体目標を設定します。公共建築物とインフラ施設に大別し、公共施設については、新規整備を抑制すると共に、施設の複合化等により施設総量を縮減し、将来の更新費用を削減します。

公共建築物

(1) 新規整備は原則として行わない

- ・長寿命化、維持補修などを適正に行い、既存施設の有効活用を図り、新規整備は原則として行わない。
- ・新設が必要な場合は中長期的な総量規制の範囲内で費用対効果を考慮して行う。

(2) 施設を更新（建替え）する場合は複合施設を検討する

- ・施設の統合・整理や遊休施設の活用、学校を含めた施設の複合化等によって、機能を維持しつつ、施設総量を縮減する。
- ・複合施設においては、管理・運営についても一元化・効率化する。施設の複合化により空いた施設や土地は、活用・処分を促進する。

(3) 施設総量（総床面積）を縮減する

- ・用途が重複している施設、分野を超えて重複している機能（会議室、ホール等）については、統合・整理を検討する。
- ・稼働率の低い施設は運営改善を徹底し、なお稼働率が低い場合は、統合・整理を検討する。

(4) 施設コストの維持管理、運営コストを縮減する

- ・PPP¹／PFI²など、民間活力を活用し、機能を維持・向上させつつ、改修・更新コスト及び管理運営コストを縮減する。

¹ PPP（パブリック・プライベート・パートナーシップ：公民連携）は、官・民が連携して公共サービスなどの提供を行う取り組みの総称。PFI、指定管理者制度、民間委託、民営化などが含まれる。

² PFI（プライベート・ファイナンス・イニシアティブ）は、PPPの代表的な手法の一つで、公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う手法。

インフラ施設**(1) 現状の投資額（一般財源）を維持する**

- ・インフラ施設については、町民生活の安全性、重要性を確認しながら、適正化を図る。
- ・重要度や利用度の低い施設のあり方を見直し、将来的に利用の見込みのないものは廃止も含めて検討する。

(2) ライフサイクルコストを縮減する

- ・長寿命化を可能な限り図るとともに、計画的、効率的な改修・更新を推進、ライフサイクルコストを縮減する。
- ・PPP／PFIなど、民間活力を活用し、機能を維持・向上させつつ、改修・更新コスト及び管理運営コストを縮減する。

5 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

(1) 点検・診断等の実施方針

- ・建物を安全で快適な状態で使っていくために総合的な管理運営や定期的な保守・点検を行います。
- ・個々の施設の保全計画を作成する中で、建物の劣化診断を実施し、維持管理、修繕、更新を含む老朽化対策に活用していきます。
- ・耐震診断、劣化診断など既往の診断があるものはそのデータを利用します。経年的な施設の状況を把握するため、定期的に診断を行い、その記録を集積・蓄積して計画的な保全に活用します。

(2) 維持管理・更新等の実施方針

- ・維持管理については、故障や不具合が発生してから修繕を行う「事後保全」ではなく、計画的にメンテナンスを行う「予防保全」の取組みを進めます。これにより、施設や設備を長期にわたり良好な状態で維持し、改修コストの平準化を図り、トータルコストを縮減します。
- ・更新・改修については、(8) 統合や廃止の推進方針と整合性を図り実施します。

(3) 安全確保の実施方針

- ・危険性が認められた施設については、評価の内容に沿って安全確保の改修を実施します。(ただし、総合的な判断により改修せずに供用廃止を検討する場合もあります。)
- ・点検・診断等により高度の危険性が認められた公共施設等や老朽化等により供用廃止され、かつ今後も利用見込みのない公共施設等については、順次取壊しを行います。

(4) 耐震化の実施方針

- ・公共施設は、災害時の活動拠点となることや平時から多数の人が利用する施設が多いことから、特に旧耐震基準による施設は、計画的な耐震化等を図ります。未利用の施設については、旧耐震基準による施設であること等必要な情報を開示した上で、民間への売却・譲渡等を検討します。

(5) 長寿命化の実施方針

- ・建物の劣化状況や今後の維持・修繕コスト等を把握し、計画的な予防保全に努めるとともに、耐用年数を超え、できるだけ長期間、良好な状態で利用できるような施設の長寿命化に取り組みます。
- ・建替周期は大規模改修工事を経て60年とし、その時点で診断を行い更に使用が可能であれば長寿命改修工事を行って80年まで長期使用することを検討します。

(6) ユニバーサルデザイン化の推進方針

- ・「ユニバーサルデザイン2020行動計画」（平成29年2月20日ユニバーサルデザイン2020関係閣僚会議決定）における考え方等を踏まえ、公共施設等の計画的な改修等によるユニバーサルデザイン化の推進を図ります。

(7) 脱炭素化の推進方針

- ・地球温暖化対策計画（令和3年10月22日閣議決定）及び湯前町地球温暖化対策実行計画の内容を踏まえ、公共施設におけるエネルギー使用料が大きい設備や機器の洗い出しと更新の検討、再生可能エネルギー（太陽光発電設備など）の設置検討などに取り組みます。

(8) 統合や廃止の推進方針

- ・老朽化した施設や利用状況等から必要性が認められない施設については、町民に状況を十分に説明した上で、廃止・除却を行います。また類似、重複した機能を有する施設を更新する場合には、施設の集約化や機能統合等を検討します。
- ・町民ニーズや社会情勢の変化による用途廃止や統廃合、集約化による移転後の空き施設は、可能な限り用途転用することで、既存施設の更新費の抑制を図ります。また、有償での売却や貸付けを行うなど、有効に活用します。

(9) 数値目標

- ・公共施設等の更新費用推計結果により、過去5年の投資的経費と比較すると年平均2.6億円の不足が発生するため、計画期間内における更新費用を約30%圧縮します。

(10) 地方公会計（固定資産台帳等）の活用

- ・地方公会計（固定資産台帳等）の活用として、点検・診断や維持管理・更新等の履歴など公共施設マネジメントに資する情報を固定資産台帳に追加するなど、公共施設マネジメントに資する情報と固定資産台帳の情報を紐付けることにより、保有する公共施設等の情報の管理を効率的に行います。

(1 1) 保有する財産（未利用資産等）の活用や処分に関する基本方針

- ・公共建築物の統廃合により見直すこととなった土地建物については、売却処分や他用途へ転換を図るものとします。
- ・未利用財産については、将来活用する見込みの有無を判断し、効率的かつ効果的な処分について、民間等の活用を含めその手法を検討します。
- ・なお、町内の各種団体が町保有の施設を使用して事務所等を設置している場合において、普通財産の場合は賃貸借などの契約をし、行政財産の場合は目的外使用の使用許可の手続きを行い、有償で貸し付けることを基本とします。

(1 2) 広域連携

- ・人口減少や高齢化等の影響により各市町村が厳しい財政事情を抱える中、行政課題に効率的かつ効果的に対応するためには、今後さらに近隣市町村や関係自治体との連携が必要になります。公共施設等に対する多様なニーズに対応し、効率的な行政サービスを実現できるよう、施設の相互利用等、様々な手法について検討します。

(1 3) 地方公共団体における各種計画及び国管理施設との連携

- ・湯前町過疎地域持続的発展計画において、本計画との整合性を図りながら、関連する公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進するとともに、過疎対策に必要な事業を適切に実施することとします。

(1 4) 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

- ・公共施設等の更新や統廃合の事業化の際に、その利活用方針や優先順位の決定について、部門横断的な組織体において協議、決定する仕組みを構築します。
- ・職員ひとりひとりが公共施設等の現状や経営的視点に立った総量適正化、維持管理への理解を深めるため、研修会の開催等により庁内の公共施設マネジメント意識の共有を図ります。

6 PDCA サイクルの推進方針

公共施設等総合管理計画及び個別施設計画のマネジメント担当部局を定め、担当部局において、計画の進行管理・マネジメントを行います。

計画については、5年ごとにローリング³するとともに、更新費用試算条件の変更となった場合に、適宜見直しを行います。また、公共施設等の状況を把握し、施設の数量、品質、コストの観点から計画の実施状況を検証します。検証の結果、必要と認められた場合には計画の見直しを行います。

³ 長期計画と現実とのズレを埋めるために、施策・事業を見直しや部分的な修正を、定期的に行っていくこと。

第5章

施設類型ごとの管理に関する 基本的な方針

I. 公共建築物

維持管理の基本方針

以下のような基本的な考えのもとに、施設の維持管理を行います。

(1) 施設数に関する基本的な考え方

厳しい財政状況を踏まえ、施設活用度の低い施設については、他用途への変更や施設の在り方を見直します。施設活用度が高く、建物性能も高い施設については、維持保全しながら継続使用しますが、将来的には、人口の推移、町の財政状況及び施設の経営状態等を注視しながら、広域化による近隣自治体との共同利用や、施設の集約化等について検討していきます。

施設の集約化、用途廃止等で余剰資産となった施設は、売却、貸し出し、除却等について検討します。

(2) 施設保全に関する基本的な考え方

施設の状況を的確に把握し管理するため、管理データを整備し、定期点検を行って予防保全的な維持管理を実施します。また、修繕履歴データを蓄積することで、更新時期や実態に応じた劣化状況を把握し、適切に更新・修繕を行える環境を構築します。

(3) コストに関する基本的な考え方

老朽化が進んだ施設は、施設コストが増えることが予想されますが、予防保全を実施することでトータルコストの縮減を図ります。また、光熱水費が割高の施設については、運用や設備における省エネ策を検討します。清掃等の施設保全に係る委託費については、各施設の共通する業務委託について、仕様の標準化や委託の包括化などの方法を検討しコストダウンを図ります。

1. 町民文化系施設

① 対象施設

- 町民文化系施設には集会施設と文化施設が該当します。下表は、町民文化系施設の施設名称、施設延床面積、代表建築年度、築年数などの施設概要をまとめたものです。

施設名称	施設延床面積 (㎡)	代表建築年度 (年度)	築年数 (R2 末時点)
高齢者趣味の家	255.00	S4	53
年輪館	281.14	S38	57
湯前町農村環境改善センター	1,237.82	H3	29
浜川地区広場	54.16	H14	18

② 施設の基本方針

- 町民文化系施設については、施設の利用状況を踏まえ、財政状況及び地域の実情等を考慮したうえで、施設数の適正化を図るとともに、地区で管理している施設は地区への移管も検討します。老朽化した施設については、遊休施設の利用や他施設との複合化など、ストックを増やさない施設確保の方法を検討した上で、必要な施設は改修や建替えを行います。高齢者趣味の家と年輪館は、ともに築50年以上が経過・老朽化しており、耐震化も図られておらず安全性に懸念が残るため、機能を代替施設へ移転後、建物を解体します。

2. 社会教育系施設

① 対象施設

- 社会教育系施設には、図書館・資料館等が該当します。下表は、社会教育系施設の施設名称、施設延床面積、代表建築年度、築年数などの施設概要をまとめたものです。

施設名称	施設延床面積 (㎡)	代表建築年度 (年度)	築年数 (R2 末時点)
中央公民館	570.84	H3	29
湯前まんが美術館	348.00	H3	29

② 施設の基本方針

- 社会教育系施設については、建物性能や施設活用度を考慮し、現状のまま維持していくこととしますが、管理運営方法の見直しや維持管理コストの縮減など、施設のあり方を適宜見直していきます。建物については、定期的に点検を行い、予防保全的な維持管理を実施し、計画的に施設の更新・修繕を行うことで、ライフサイクルコストの縮減を図ります。

3. スポーツ・レクリエーション系施設

① 対象施設

- スポーツ施設には、体育館やグラウンド、キャンプ場などが該当します。下表は、スポーツ・レクリエーション系施設の施設名称、施設延床面積、代表建築年度、築年数などの施設概要をまとめたものです。

施設名称	施設延床面積 (㎡)	代表建築年度 (年度)	築年数 (R2 末時点)
湯前町グリーンパレス	3,965.01	H9	23
湯前町町民グラウンド	120.47	S56	39
蓑谷溜め池施設	142.00	H10	22
湯前町 B&G 海洋センター	2,483.54	S60	35
弓道場	141.75	S34	61

② 施設の基本方針

- スポーツ施設については、体育館、グラウンドについては、学校施設のグラウンドや体育館の一般利用等の状況を踏まえ、財政状況及び地域の実情等を考慮したうえで、施設数の適正化を図るとともに、必要な施設は改修や建替えを行います。老朽化した施設については、他施設との集約化など、ストックを増やさない施設確保の方法を検討した上で、必要な施設は改修や建替えを行います。

4. 産業系施設

① 対象施設

- 産業系施設には、物産館、農林業系の施設が該当します。下表は、産業系施設の施設名称、施設延床面積、代表建築年度、築年数などの施設概要をまとめたものです。

施設名称	施設延床面積 (㎡)	代表建築年度 (年度)	築年数 (R2 末時点)
湯前町農産物加工施設	748.75	S55	40
湯前町農産物加工施設(精米所)	150.50	H23	9
湯前町アグリセンター(旧湯前町畜産センター)	323.50	S55	40
湯前駅ルールウイング複合施設	127.53	H28	4
カフェ	23.02	H28	4
まんが図書館	23.02	H28	4
東側モニュメント下トイレ	16.24	H29	3
西側倉庫	8.41	R3	0
展示体験販売施設	48.43	H29	3
備品倉庫	8.41	R2	0

② 施設の基本方針

- 産業系施設については、施設の利用状況や財政状況、地域の実情等を考慮したうえで、施設数の適正化を図るとともに、老朽化した施設については、他施設との集約化など、ストックを増やさない施設確保の方法を検討した上で、必要な施設は改修や建替えを行います。

5. 学校教育系施設

① 対象施設

- 町内には小学校が1校、中学校が1校、学校給食共同調理場が1か所あります。下表は、学校教育系施設の施設名称、施設延床面積、代表建築年度、築年数などの施設概要をまとめたものです。

施設名称	施設延床面積 (㎡)	代表建築年度 (年度)	築年数 (R2 末時点)
湯前町立湯前小学校	5,596.46	S59	36
湯前町立湯前中学校	5,301.04	S56	39
湯前町学校給食共同調理場	447.12	H27	5

② 施設の基本方針

- 学校教育系施設については、平成30年度に策定した「湯前町学校施設長寿命化計画」に則り維持管理を行います。また、学校規模の適正化においては、文部科学省が平成27年1月27日に公表した「公立町学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引～少子化に対応した活力ある学校づくりに向けて～」を参考に、児童生徒数の予測を踏まえ、町の学校基本方針、財政状況、建物の老朽化状況及び地域の実情等を考慮したうえで施設規模の適正化を図ります。

長寿命化の基本方針

- ①湯前小学校は令和2年度に長寿命化型改修工事を行いましたが、その他の学校施設についても躯体の健全性の調査を定期的実施し、躯体が健全な場合は、80年以上の利用を想定して安全面、機能面に配慮した長寿命化改修を推進します。
- ②予防保全型維持管理を推進し、ライフサイクルコストの削減に努めます。
- ③今後の児童生徒数の推移を注視し、学校施設の保有資産量の適正を図りつつ、現有資産を有効に活用できる整備を行います。
- ④地域の避難所として指定されているため、地域の防災機能向上の面からも、計画的な整備を行います。
- ⑤学校施設の長寿命化を推進し、財政負担の軽減や平準化に取り組みます。

6. 子育て支援施設

① 対象施設

- 子育て支援施設には、児童館が該当します。下表は、保健・福祉施設の施設名称、施設延床面積、代表建築年度、築年数などの施設概要をまとめたものです。

施設名称	施設延床面積 (㎡)	代表建築年度 (年度)	築年数 (R2 末時点)
児童館 (倉庫を含む)	295.00	1999	21

② 施設の基本方針

- 老朽化した施設については、他施設との集約化や複合化など、ストックを増やさない施設確保の方法を検討した上で、必要な施設は改修や建替えを行います。

7. 保健・福祉施設

③ 対象施設

- 保健・福祉施設には、高齢福祉施設や保健施設が該当します。下表は、保健・福祉施設の施設名称、施設延床面積、代表建築年度、築年数などの施設概要をまとめたものです。

施設名称	施設延床面積 (㎡)	代表建築年度 (年度)	築年数 (R2 末時点)
湯前町保健センター	868.33	H11	21
湯前町高齢者福祉センター	1,328.75	H5	27

④ 施設の基本方針

- 保健・福祉施設については、継続して利用することとしますが、管理運営方法の見直しや維持管理コストの縮減など、施設のあり方を適宜見直していきます。老朽化に伴い建替え等を検討する際は、遊休施設の利用や他施設との複合化など、ストックを増やさない施設確保の方法を検討した上で、必要な場合は改修や建替えを行います。

8. 行政系施設

① 対象施設

- 行政系施設には、庁舎や消防詰所が該当します。下表は、行政系施設の施設名称、施設延床面積、代表建築年度、築年数などの施設概要をまとめたものです。

施設名称	施設延床面積 (㎡)	代表建築年度 (年度)	築年数 (R2 末時点)
湯前町役場	2,375.94	S44	51
第1分団1部消防詰所	61.00	H20	12
第1分団2部消防詰所	96.00	H14	18
第1分団3部消防詰所	87.00	H1	31
第2分団1部消防詰所	62.00	H13	19
第2分団2部消防詰所	48.00	S59	36
第2分団3部消防詰所	41.00	S57	38
第2分団4部消防詰所	43.00	S60	35
第3分団1部消防詰所	56.00	H4	28
第3分団2部消防詰所	56.00	H2	30
第3分団3部消防詰所	56.00	S63	32
第3分団4部消防詰所	56.00	H3	29
第4分団1部消防詰所	99.00	H7	25
第4分団2部消防詰所	56.00	H6	26
第4分団3部消防詰所	56.00	H5	27
第4分団4部消防詰所	56.00	H12	20
湯前町避難防災交流施設	698.66	H14	18
八勝寺機械庫	10.24	H26	6

② 施設の基本方針

- 湯前町役場については、旧耐震基準により建てられた建物であるため、新耐震基準に則った耐震性能を有するかの耐震診断を平成29年度に行い、一部（議会棟）において構造耐震判定指標を満たさない箇所がありました。その後の耐震化工事により、現在は庁舎全てにおいて耐震上の問題はありません。そのため、庁舎の建て替えは行わず、定期的な長寿命化のための工事や、利用者の利便向上のためのユニバーサルデザイン化を検討します。消防団詰所については、団員減少による部の統廃合も考えられることから、各部の管轄区域の再検討を行い、不要となった詰所については解体を検討します。

9. 公営住宅

① 対象施設

■ 下表は、公営住宅の施設名称、施設延床面積、代表建築年度、築年数などの施設概要をまとめたものです。

施設名称	施設延床面積 (㎡)	代表建築年度 (年度)	築年数 (R2 末時点)
町営住宅元町住宅	119.01	S29	66
町営住宅上牧原住宅	257.61	S39	56
町営住宅上元町住宅	378.00	S42	53
町営住宅上京手住宅	330.42	S43	52
町営住宅下京手住宅	772.56	S48	47
町営住宅高見住宅	1,896.56	S52	43
町営住宅田上住宅	1,552.22	S62	33
町営住宅上村住宅	807.24	H1	31
町営住宅里住宅	1,435.14	H6	26
一般住宅森重東住宅	102.22	S32	63
一般住宅浜川住宅	107.44	S35	60
一般住宅松原住宅	102.10	S49	46
一般住宅下永野住宅	104.69	H12	20
一般住宅下牧原住宅	110.26	S52	43
一般住宅上村第2住宅	106.92	H1	31
一般住宅森重一般住宅	76.07	H21	11
特定公共賃貸住宅蔵ノ本団地	291.27	H14	18
地域優良賃貸住宅森重団地	190.86	H23	9
地域優良賃貸住宅森重東団地	178.22	H25	6
地域優良賃貸住宅森重東団地	89.11	H26	5
地域優良賃貸住宅森重東団地	178.22	H27	4
地域優良賃貸住宅森重東団地	89.11	H28	3
お試し住宅	135.50	H28	4
若者定住促進住宅	254.52	H30	2
	9,750.41		

② 施設の基本方針

- 公営住宅については、平成27年度に改訂した湯前町公営住宅等長寿命化計画に則り維持管理を行います。

日常的な維持管理方針

① 点検の実施

法定点検に準じて公営住宅全棟の定期的な点検を実施します。

② 管理記録の整備

定期点検の結果と修繕・維持管理履歴の管理記録とともに、入居者の要望やクレーム情報の収集とその対応の記録などを整理し、随時確認・活用しやすくデータ化します。

③ 予防保全的維持管理の実施

管理データを活用し、予防保全的な維持管理を実施します。

長寿命化（LCC 縮減）の方針

① 既存ストックの長期活用

従来の対症療法型の維持管理から予防保全的な維持管理へと転換し、耐久性の向上等を図る長寿命化型改善の実施により、公営住宅等ストックの長寿命化を図ります。

② 保守点検等の充実

修繕標準周期に先立つ点検や日常的な点検の充実を図り、建物の老朽化や劣化による事故等を未然に防ぐとともに、小規模な工事量ですむような修繕・改善をこまめに実施します。

③ ライフサイクルコストの縮減

改善における仕様のアップグレード等による耐久性の向上、予防保全的な維持管理の実践による修繕・建替周期の延長などにより、ライフサイクルコストを縮減します。

④ 効率的かつ効果的な維持管理

建替えにあたっては、メンテナンスのしやすさに配慮した設計・工法を選択し、施工するとともに、最新技術の動向に注視し、長期使用に対応できる仕様を積極的に採用します。

10. 公園

① 対象施設

- 公園施設には、公園のトイレ等が該当します。下表は、施設名称、施設延床面積、代表建築年度、築年数などの施設概要をまとめたものです。

施設名称	施設延床面積 (㎡)	代表建築年度 (年度)	築年数 (R2 末時点)
御大師公園	9.60	H22	10

② 施設の基本方針

- 公園施設については、今後も維持していくこととしますが、建物については、定期的に点検を行い、予防保全的な維持管理を実施し、計画的に施設の更新・修繕を行うことで、ライフサイクルコストの縮減を図ります。

1 1 . その他

① 対象施設

- その他の施設には、これまでの分類に属さない施設が該当します。下表は、施設名称、施設延床面積、代表建築年度、築年数などの施設概要をまとめたものです。

施設名称	施設延床面積 (㎡)	代表建築年度 (年度)	築年数 (R2 末時点)
潮溜め池施設	7.00	H10	22
駅前駐輪場(太陽光発電所)	179.20	H14	18
横谷地区便所兼休憩所	31.00	H14	18
城泉寺(駐車場・休憩所)	68.56	S62	33
旧南部保育所	833.93	H7	25
元養蚕倉庫	235.00	S3	92

② 対象施設

- その他の施設については、施設の利用状況や財政状況、地域の実情等を考慮したうえで、施設数の適正化を図ります。普通財産の施設については、施設の貸出等の状況を踏まえ、不要な施設は廃止を検討します。
- また、建物については、定期的に点検を行い、予防保全的な維持管理を実施し、計画的に施設の更新・修繕を行うことで、ライフサイクルコストの縮減を図ります。

Ⅱ．インフラ施設

1．道路

維持管理の基本方針

道路については、「湯前町道路舗装の個別施設計画」を平成31年3月に策定しています。道路舗装の維持管理業務を長期的視点により捉え、サービス水準の維持と維持管理コストの最小化、舗装の維持管理を効率的に行っていきます。

- ・継続的なマネジメントサイクルの確立
湯前町管理の延長9.6kmの町道のうち、主要な道路について計画・修繕・調査・改善を定期に実施し、マネジメントサイクルを定着させます。
- ・効果的かつ効率的な舗装修繕の実現
客観性の高い指標により、今後6年間を目処に計画を策定しています。修繕の必要性とともに、路線特性や機能性・安全性等を考慮して修繕優先順位を定めています。
- ・継続的なモニタリングの実施
5年毎の定期点検（路面性状調査等）を行うとともに、道路パトロールの実施により、損傷箇所を早期発見に努めます。
- ・計画の見直し
今回調査した路線を中心に継続的に調査を実施して湯前町の舗装劣化進行度を把握して計画の見直しを実施します。

2. 橋りょう

維持管理の基本方針

橋りょうについては、「湯前町橋梁長寿命化修繕計画」を平成26年3月に策定、令和5年1月に改訂しました。限られた予算(道路維持費)のなかで、橋梁の安全性を確実に保持するため、従来の損傷・劣化が大きくなってから対応する事後保全型から、傷みの小さいうちからきめこまやかな策を実施する予防保全型へと移行することでライフサイクルコストの縮減を図ります。また、適切な維持管理を継続的に行うことで、地域道路ネットワークの安全性を確保します。

- ・橋梁を適切に維持管理するために、日常管理、定期管理、異常時管理の3つに分けて実施します。それぞれの管理においては点検、維持管理対策を体系的に実施します。
- ・橋梁の点検は、日常点検、定期点検、異常時点検の3つに分けて実施します。道路維持管理の一環として現状を把握し、安全性や耐久性に影響すると考えられる損傷を、早期に発見し対策を行うことにより、常に橋梁が良好な状態であることを目指します。
- ・健全度の把握及び日常的な維持管理に関する基本的な方針とともに、予防的な修繕、補修等の実施を徹底することにより、修繕・架替えに係る大規模化及び高コスト化を回避し、コストの縮減を図ります。

3. トンネル

維持管理の基本方針

「湯前町トンネル維持修繕計画」の考え方をもとに、施設の維持管理を行います。

- ・トンネル（走行型計測）点検及び近接目視点検等の診断結果を踏まえた適切な措置を行うことで、第三者等への被害を発生させず、安全で合理的な管理を目指します。

4. 上水道施設

維持管理の基本方針

「湯前町水道事業ビジョン」の考え方をもとに、施設の維持管理を行います。

- ・ 予防保全型の修繕と計画的な更新により、長寿命化を図り、施設に係る管理コストの縮減に努めます。
- ・ 施設毎の重要度を考慮し、優先順位の高い施設から長寿命化や耐震化を図ります。
- ・ 管路の状態を健全に保つために、定期的に点検・診断を実施します。
- ・ 管路の計画的な施設管理を行うため、町が管理する管路において、予防保全型の施設管理計画を策定します。
- ・ 施設管理の容易さと管路資材の規格化を進め、将来コストの縮減に努めます。

5. 下水道施設

維持管理の基本方針

「湯前町下水道ストックマネジメント基本計画」の考え方をもとに、施設の維持管理を行います。

- ・ 長期的な視点で下水道施設全体の今後の老朽化の進展状況を考慮し、リスク評価等による優先順位付けを行ったうえで、施設の点検・調査、修繕・改築を実施し、施設全体を対象とした施設管理を最適化します。
- ・ リスク評価を踏まえ、明確かつ具体的な施設管理の目標及び長期的な改築事業のシナリオを設定し、点検・調査計画及び修繕・改築計画を策定します。また、これらの計画を実施し、評価、見直しを行うとともに、施設情報を蓄積し、ストックマネジメントの精度向上を図ります。

湯前町公共施設等総合管理計画

平成 29 年 3 月 発行

(令和 5 年 3 月 改訂)

編集：湯前町総務課

〒868-0621 熊本県球磨郡湯前町 1989-1

TEL 0966-43-4111

URL <http://www.yunomae.com/>